

入札公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年10月22日

鳥取県知事 平井 伸治

1 入札に付する事項

(1) 次に掲げる物件の売却

番号	売却物件	年式	数量	予定価格(最低入札価格)(円)	入札保証金(円)
201	デジタル一眼レフカメラ一式	平成20年	1	10,358	1,036
202	カセットテープA(90本)	不明	90	9,000	900
203	カセットテープB(53本)	不明	53	5,300	530
204	コーヒーカップA(ソーサー付)	不明	9	1,008	101
205	ガラス器	不明	1	500	50
206	白皿	不明	2	150	15
207	コーヒーカップB(ソーサー無)	不明	4	800	80
208	ガラスコップA	不明	2	100	10
209	ガラスコップB	不明	3	150	15
210	ガラスカップC	不明	12	600	60
211	細胞保存用液体窒素タンク一式	平成23年	1	100,000	10,000
212	-150℃対応超低温フリーザー	平成23年	1	100,000	10,000
213	ロビーチェアA	平成8年	1	500	50
214	ロビーチェアB	平成9年	1	500	50
215	ロビーチェアC	平成9年	1	500	50
216	ロビーチェアD	平成9年	1	500	50
217	ロビー用三人掛けイスA	平成9年	1	200	20
218	ロビー用三人掛けイスB	平成9年	1	500	50
219	ロビー用三人掛けイスC	平成9年	1	500	50

220	録音機	平成11年	1	27,833	2,783
221	スライド映写機	平成11年	1	9,925	993
222	フルカラーデジタル複合機	平成18年	1	6,000	600
223	(ジャンク品) レジスター	不明	1	372	37
224	自動車 (マイクロバス) トヨタハイエース・コミューター (型式) KG-LH186B	平成16年	1	200,000	20,000
225	VHS T-120	不明	10	10	1
226	TDK HG30	不明	10	10	1
227	DUK51020 ナショナルハイ テンションアウトレット シルバー角型 両口2コ 2P 15A 125V	不明	19	10	1
228	液晶プロジェクター EIKI LC-XCID型	平成13年	1	500	50
229	クロソイド定規	昭和54年	1	500	50
230	高所作業用リフト	平成12年	1	222,000	22,000
231	分煙用空気清浄機	平成13年	1	18,800	1,880
232	喫煙用空気清浄機	平成13年	1	10,000	1,000
233	ブーメランデスクA	平成30年	1	13,167	1,317
234	ブーメランデスクB	平成30年	1	13,167	1,317
235	ブーメランデスクC	平成30年	1	13,167	1,317

※「年式」は鳥取県が取得した年を記載しています。

(2) 入札参加申込期間及び申込場所

ア 入札参加希望者は、令和2年10月22日(木)午後1時から同年11月9日(月)午後2時までの間、鳥取県が定める鳥取県インターネット公有財産売却ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)に基づき、ヤフー株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム(以下「売却システム」という。<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>)により、参加仮申込みを行うこと。

イ 入札保証金は、アの手続の際に、クレジットカードによる納付を選択すること。

(3) 入札期間及び入札場所

(2)の手続を完了した入札参加者は、令和2年11月24日(火)午後1時から同年12月1日(火)午後1時までの間に、売却システム内で入札を行うこと。

(4) 開札日時及び場所

令和2年12月1日(火)午後1時から、売却システム内で開札を行う。

2 ガイドライン及び契約条項の交付

令和2年10月22日(木)午後1時から同年11月9日(月)午後2時までの間に売却システム内及びインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/239706.htm>)から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

(1) 交付期間及び時間

令和2年10月22日(木)から同年11月9日(月)までの間(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)に規定する鳥取県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。なお、令和2年10月22日(木)は午後1時からとし、同年11月9日(月)は午後2時までとする。

(2) 交付場所及び入札に係る問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県会計管理局会計指導課
電話 0857-26-7436
メール kaikeshidou@pref.tottori.lg.jp

3 契約する者及び契約担当部局

番号	契約する者	契約担当部局
201~223 233~235	鳥取県知事 平井 伸治	鳥取県会計管理局会計指導課
224	鳥取県中部療育園園長 杉浦 千登勢	鳥取県中部療育園
225~227	鳥取県福祉相談センター所長 川本 由美子	鳥取県福祉相談センター
228	鳥取県教育委員会東部教育局局長 長谷川 隆	鳥取県教育委員会東部教育局
229	鳥取県西部総合事務所所長 吉村 文宏	鳥取県西部総合事務所農林局
230~232	鳥取県東部地域振興事務所所長 田嶋 健一	鳥取県東部地域振興事務所

4 入札手続等

(1) 郵便又は電信による入札の可否

郵便又は電信による入札は認めない。

(2) 下見会

番号	開催日時	場所
201 ~210 220 ~223 233 ~235	令和2年10月23日(金)から随時実施 午前9時から午後5時まで (土、日、祝日を除く) ※参加を希望される場合は、前日までに鳥取県 会計指導課へ連絡をお願いします。	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁本庁舎地下1階 連絡先 鳥取県会計管理局会計指導課 電話 0857-26-7436
211 212	令和2年11月5日(木)、6日(金) 午前9時から午後5時まで ※参加を希望される場合は、前日までに鳥取県 産業振興課へ連絡をお願いします。	〒683-8503 米子市西町86番地 とっとりバイオフロンティア 連絡先 鳥取県商工労働部産業振興課 電話 0857-26-7244
213 ~219	令和2年10月23日(金)から随時実施 午前9時から午後5時まで (土、日、祝日を除く) ※参加を希望される場合は、前日までに鳥取県 空港港湾課へ連絡をお願いします。	〒680-0947 鳥取市湖山町西4-11 鳥取空港 連絡先 鳥取県県土整備部空港港湾課 電話 0858-26-7586

224	令和2年10月23日(金)から随時実施 午前9時から午後5時まで (土、日、祝日を除く) ※参加を希望される場合は、前日までに鳥取県立中部療育園へ連絡をお願いします。	〒682-0021 倉吉市上井503番地1 鳥取県立中部療育園 連絡先 鳥取県立中部療育園 電話 0858-27-0780
225 ~227	令和2年10月23日(金)から随時実施 午前9時から午後5時まで (土、日、祝日を除く) ※参加を希望される場合は、前日までに鳥取県福祉相談センターへ連絡をお願いします。	〒680-0901 鳥取市江津318-1 鳥取県福祉相談センター 連絡先 鳥取県福祉相談センター 電話 0857-23-6214
228	令和2年10月23日(金)から随時実施 午前9時から午後5時まで (土、日、祝日を除く) ※参加を希望される場合は、前日までに鳥取県教育委員会事務局東部教育局へ連絡をお願いします。	〒680-0846 鳥取市扇町21 鳥取県教育委員会事務局東部教育局 連絡先 鳥取県教育委員会事務局東部教育局 電話 0857-20-3667
229	令和2年10月23日(金)から随時実施 午前9時から午後5時まで (土、日、祝日を除く) ※参加を希望される場合は、前日までに鳥取県西部総合事務所農林局へ連絡をお願いします。	〒683-0054 米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所農林局 連絡先 鳥取県西部総合事務所農林局 電話 0859-31-9673
230 ~232	令和2年10月23日(金)から随時実施 午前9時から午後5時まで (土、日、祝日を除く) ※参加を希望される場合は、前日までに鳥取県東部地域振興事務所へ連絡をお願いします。	〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176番地 鳥取県東部地域振興事務所 連絡先 鳥取県東部地域振興事務所 電話 0857-20-3502

(3) 入札参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 政令第167条の4第1項に該当する者、同条第2項の各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ウ この入札公告日から開札日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者
- エ ガイドライン及びヤフオク!に関連する規約・ガイドラインの内容を承諾、順守できない者
- オ 1の(2)の手続を行っていない者又は1の(2)に定められた期間内に手続が終了しなかった者
- カ その他知事が不適当と認める者

(4) 入札保証金

本件入札に参加する者は本件公告に掲げた入札保証金を納付しなければならないが、1の(2)のイにより参加申込みを行い、ヤフー株式会社からクレジットカード売上承認に係るカード与信枠を取得している事実を証する書面が県に提出された場合は、入札保証金納付に代わる担保の提供があったものとみなす。なお、落札できなかった場合は、入札期間満了後に担保の返還を行うものとする。

(5) 入札及び開札

- ア 入札者は、1の(3)に定められた期間内に売却システム内に入札価格を登録する手続を行うこと。ただし、この登録は1回のみ可能とする。
- イ 開札は、令和2年12月1日(火)午後1時から、売却システム内で行う。
- ウ 入札者は、政令、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)を熟知の上、入札すること。

エ 入札後、本件公告、ガイドライン、物件情報等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

オ 入札者は、その理由いかんにかかわらずいったん登録した入札価格の書き換えを行うことはできない。

(6) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札保証金と同額の金額を納付しなければならない。なお、落札者が納付した入札保証金は、これを契約保証金に充当する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 本件公告に示した入札参加資格のない者の入札

イ 入札者の求められる義務を履行しない者の入札

ウ 入札に関して不正のあった者の入札

エ 4の(4)に定める入札保証金を納付しない者のした入札及び入札保証金の額が物件ごとに定めた額に満たない者のした入札

オ 同じ物件について2以上の入札を行った者の入札

カ 委任状のない代理人の入札

キ 他の入札者の代理を兼ねた者、又は2人以上の入札者の代理をした者の入札

ク 政令、会計規則、本件公告に違反した入札

(3) 落札者の決定方法

本件公告に掲げた予定価格(最低入札価格)以上の額で最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじ(売却システム上の自動抽選)により決定するものとする。この場合、くじを辞退することはできない。

(4) 契約書の要否

不要。ただし、落札額が1件250万円以上の物品又は自動車については、契約書を作成する。

(5) 用途制限

この公告の物件は、次の各号に掲げる用途に対し制限を付し、落札者が第三者に対し貸し付け、交換し、売払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定する場合にも同様に付するものとする。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業の用途

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団の事務所の用途

ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所の用途

(6) 手続における交渉の有無

無(当県で定めたガイドライン、官公庁オークションに公開している情報等を元に手続を進めるので、参加者からの一切の交渉は受けないこととする。)

(7) その他

詳細はガイドラインによる。